

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に上げられました。
このうち地方消費税率の引上げ（1%から1.7%）による増収分は社会保障４経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）及びその他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計予算（当初）のうち、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の内訳は、以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 113,000 千円（A）
（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 2,662,451 千円（B）

（単位：千円）

事業名	経費 (C)	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金 (C/B×A)	その他	
社会福祉	高齢者福祉事業	30,595	4,287	18,934	1,299	6,075
	障害者福祉事業	592,746	422,578	9,420	25,157	135,591
	児童福祉事業	237,146	146,671	10,184	10,065	70,226
	ひとり親福祉事業	10,449	4,122	2,900	443	2,984
	生活保護事業	624,737	502,132	180	26,515	95,910
	就学援助事業	42,469	286	17,884	1,802	22,497
小計	1,538,142	1,080,076	59,502	65,281	333,283	
社会保険	国民健康保険事業	177,084	67,804		7,516	101,764
	後期高齢者事業	419,932	61,721		17,823	340,388
	介護保険事業	325,024	3,616		13,795	307,613
	介護サービス事業	71,816			3,048	68,768
小計	993,856	133,141	0	42,182	818,533	
保健衛生	医療事業	69,542			2,952	66,590
	予防対策事業	59,615	139	7,765	2,530	49,181
	健康増進対策事業	1,296		612	55	629
小計	130,453	139	8,377	5,537	116,400	
合計	2,662,451	1,213,356	67,879	113,000	1,268,216	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する経費の比率に応じて按分している。